

○愛西市公民館の管理及び運営に関する規則

平成17年4月1日

教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号。以下「条例」という。）に基づき、愛西市公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。（当該翌日が休日の場合は、休館日とする。なお、当該翌日が土曜日及び日曜日の場合は除く。）

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 愛西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第3条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により公民館の使用許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会（条例第4条第2項の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）がある場合にあっては、指定管理者。第7条、第17条及び第18条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

2 申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めると

きは、この限りでない。

(1) ホール及びホールに付随する施設は、使用日の6箇月前の月の初日（土曜、日曜、祝日、休日及び休館日に当たるときは、翌日）から7日前までとする。

(2) 前号のホール及びホールに付随する以外の施設は、使用日の3箇月前の月の初日（土曜、日曜、祝日、休日及び休館日に当たるときは、翌日）から3日前までとする。

(使用許可書の交付)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請書を受理し、これを審査し、適当と認めるときは、公民館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

(使用許可の変更)

第6条 公民館の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用許可された事項を変更しようとするときは、公民館使用許可変更申請書（様式第1号。以下「変更申請書」という。）に許可書を添えて、使用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、変更申請書を受理し、これを審査し、適当と認めるときは、公民館使用変更許可書（様式第2号。以下「変更許可書」という。）を交付する。

3 前項の規定により使用許可の変更を認めた場合において、当該使用者が納付すべき使用料に不足が生じたときは、当該使用者は、その不足額を納付しなければならない。

(許可書及び変更許可書の提示)

第7条 使用者は、公民館を使用するときは、許可書又は変更許可書を携帯し、教育委員会の職員（以下「職員」という。）又はその管理の委託を受けた者に提示し、その指示を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第8条 公民館の使用期間は、5日（休館日を含む。）を超えて同一使用者が引き続き使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第9条 使用者が使用許可の取消しをしようとするときは、公民館使用許可取消届（様式第3号）に許可書又は変更許可書を添えて、使用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第12条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、使用料の減免を受けることのできるのは、入場料等を徴収しない場合であって、次の各号に掲げる減免の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

(1) 免除 次に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

ア 市が、その行政目的のために使用すること。

イ 市が、主催又は共催する事業のために使用すること。

ウ 市内で活動する団体が、行政活動の協力目的等のために使用すること。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校のうち、市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。）又は市内の中学校（特別支援学校の中学部を含む。）が教育目的のために使用すること。

(2) 減額（当該使用料に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） 次に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

ア 市内の保育所、幼稚園その他これらに類するものが、保育、教育等の目的のために使用すること。

イ 市内の私立学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校のうち、市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）が教育目的のために使用すること。

ウ 市の補助団体等が使用すること。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、使用料を減免するこ

とができる。

(使用料の還付)

第 11 条 条例第 13 条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付された使用料の全額とする。

- (1) 条例第 10 条第 1 項の規定により条例第 6 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。
- (2) 第 9 条の規定による使用許可の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が、自己の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(入館の禁止等)

第 12 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病のある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 公民館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (4) その他管理運営上、必要な指示に従わない者

(使用者及び入館者の遵守事項)

第 13 条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公民館の秩序を保持するため、責任者を置くこと。
- (2) 許可された施設以外への立入りはしないこと。
- (3) 定員が定められている施設には、定員を超える人員を入場させないこと。
- (4) 所定の場所以外において、飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。ただし、舞台演出効果等の理由により、やむを得ず火気を使用する場合には、使用日の 14 日

前までに消防長（消防署長）の承認を受けた後、教育委員会の承諾を受けること。

（５） 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯若しくは連行しないこと。

（６） 建物、附属設備又は備品を損傷し、又は滅失しないこと。

（７） 備品等を許可なく他へ移動させないこと。

（８） 公民館内外の清潔保持に努め、特に使用者は、使用時間終了までに施設の整理整頓を行うこと。

（９） 許可を受けないで、公民館の建物又は敷地内において、物品等の販売、広告類の掲示及び配布、寄附金の募集並びに署名活動等をしないこと。

（１０） 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

（使用終了後の届出）

第１４条 使用者は、公民館の使用を終えたとき、直ちに施設を原状に回復し、職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

（損傷又は滅失の届出）

第１５条 使用者が公民館の建物又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（職員の指示等）

第１６条 教育委員会は、公民館の秩序の維持及び施設の管理運営上、必要があると認めるときは、使用の許可をした場所等に職員を立ち入らせ、使用の状況を調査し、指示することができる。

２ 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第１７条 条例第４条第２項の規定により教育委員会が指定管理者に公民館の管理を行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第3項、第10条（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第7条	教育委員会の職員（以下「職員」という。）	指定管理者
第10条第1項	条例第12条	条例第14条第6項の規定により準用する条例第12条
第11条第1項	条例第13条ただし書	条例第14条第6項の規定により読み替えて準用する条例第13条ただし書
第11条第2項	市長	指定管理者
第14条及び第16条の見出し	職員	指定管理者
第16条第1項	職員を立ち入らせ	立ち入り

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町公民館の管理及び運営に関する規則（昭和60年佐屋町規則第13号）又は佐織町中央公民館の管理及び運営に関する規則（昭和59年佐織町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年5月30日教委規則第3号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日教委規則第3号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 2 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の愛西市公民館の管理及び運営に関する規則第 11 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の公民館の使用に係る減免申請について適用し、同日前の公民館の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の愛西市公民館の管理及び運営に関する規則第 11 条の規定は、平成 32 年 4 月 1 日以後の公民館の使用に係る減免申請について適用し、同日前の公民館の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 8 月 1 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛西市公民館の管理及び運営に関する規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の愛西市公民館の管理及び運営に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 6 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 2 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

様式第1号(第4条、第6条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

公民館使用許可(変更)申請書			
年 月 日			
(宛先)愛西市教育委員会			
申請者 団 体 名			
住 所			
氏 名			
電話番号			
次のとおり使用(許可の変更)したいので申請します。			
使 用 日 時	年 月 日～年 月 日 (日間) 午前 午後 時 分～時 分		
催 物 の 名 称 (催物案内用)			
使 用 目 的 (変 更 理 由)			
使 用 公 民 館	佐織公民館 ・ 永和地区公民館		
使 用 施 設 (会 議 室 名)			
使 用 附 帯 設 備			
使 用 氏 名		電 話 番 号	
責 任 住 所			
使 用 予 定 人 員 (入 場 予 定 者 数)	人		
入 場 料 等 の 有 無	あ り (円) ・ な し		
使 用 料	施 設	円	
備 考			※領収金額確認欄

※に記入しないでください。

- 備考 1 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛西市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 2 条例第14条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

様式第2号(第5条、第6条関係)

		第 年 月 日	
公 民 館 使 用 (変 更) 許 可 書			
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号			
		愛西市教育委員会 印	
次のとおり公民館使用を許可します。			
使 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 午後 時 分～ 午前 午後 時 分		
催 物 の 名 称 (催物案内用)			
使 用 目 的 (変 更 理 由)			
使 用 公 民 館	佐織公民館 ・ 永和地区公民館		
使 用 施 設 (会 議 室 名)			
使 用 附 帯 設 備			
使 用 責 任 者	氏 名		電話番号
	住 所		
使 用 予 定 人 員 (入場予定者数)	人		
入 場 料 等 の 有 無	あ り (円) ・ な し		
使 用 料	施 設	円	
許 可 の 条 件			
備 考			

備考 1 指定管理者が交付する場合にあっては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は公民館の管理者名とする。

2 条例第14条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

様式第3号(第9条関係)

※受 付 番 号	第	号
※受付年月日	年	月 日

公 民 館 使 用 許 可 取 消 届			
		年 月 日	
(宛先)愛西市教育委員会			
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号			
次のとおり公民館の使用を取り消したいので届け出ます。			
使 用 日 時	年 月 日～	年 月 日	(日間)
	午前 午後	時 分～	午前 午後 時 分
催 物 の 名 称 (催物案内用)			
使 用 公 民 館	佐織公民館 ・ 永和地区公民館		
使 用 施 設 (会議室名)			
取 消 理 由			
添 付 書 類	公民館使用(変更)許可書		
許可書発行番号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日		
備 考			

※に記入しないでください。

備考 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛西市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第4号(第10条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

公 民 館 使 用 料 減 免 申 請 書		
年 月 日		
(宛先)愛西市長		
申請者 団 体 名		
住 所		
氏 名		
電話番号		
次の事由のため使用料の免除・減額を申請します。		
使 用 団 体		
使 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 午後 時 分	
催 物 の 名 称		
使 用 目 的 及 び 減 免 事 由		
使 用 公 民 館	佐織公民館 ・ 永和地区公民館	
使 用 施 設 (会 議 室 名)		
使 用 予 定 人 員 (入場予定者数)	人	
使 用 料	施 設	円
免 除 額 ・ 減 額	円	
※ 評 価		
備 考		

※に記入しないでください。

備考 条例第14条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

様式第5号(第11条関係)

※受付番号	第 号
※受付年月日	年 月 日

公 民 館 使 用 料 還 付 請 求 書	
年 月 日	
(宛先)愛西市長	
申請者 団 体 名 住 所 氏 名 電話番号	
次のとおり公民館使用料の還付を請求します。	
使 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日 (日間) 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 時 分
許可書発行番号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 料	円
使 用 料 納 入 年 月 日	年 月 日
還 付 請 求 額	円
還 付 請 求 理 由	
領 収 書 金 円 上記の金額を領収しました。 年 月 日 還付金 住 所 受取者 氏 名	

※に記入しないでください。

- 備考 1 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「愛西市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 2 条例第14条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。